

パパの育休取得事業補助金

育休を取ったパパがいる会社等に県が補助金を助成！

「パパの育休取得事業補助金」とは

親にとって、子育てはまさに人生の重大事。仕事と子育ての両立はみんなの願いではないでしょうか。しかし、現実には…。パパの育児・家事時間は「60分」、育児休業取得率「男性0.50%」(内閣府資料より)。パパもっと育児をしましょう、そんな願いから「パパの育休取得事業補助金」ができました。



対象は～

平成21年4月1日から平成24年3月31日までに、初めて男性で育児休業を取得した者がでた、長崎県内に本社や営業所等を有する、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業所(企業の場合は中小企業とする。) などです。

助成の条件は～

- ア 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。
- イ 育児休業取得に係る支給申請の場合は、労働協約又は就業規則に育児休業について規定していること。



(例) ママが産後8週間以内なら
専業主婦でも産休中の方でも

パパが育児休業取得可能

パパの会社等が上記助成
の条件等に該当

パパが5日育休取得

県への申請で会社等へ5万円支給
あくまで事例です。詳しくは連絡を！

助成金額は～

- 1事業所あたり
育児休業制度を利用 5万円
ただし、労働者が育児休業制度を利用して
連続して7日以上休業した場合は、10万円

「パパの育休取得事業補助金」を

詳しく知りたい方は…

県子ども政策局子ども未来課企画広報班

TEL 095-895-2683

Email: s25100@pref.nagasaki.lg.jp

へご連絡下さい。